

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会  
令和 3 年度第 1 回滋賀県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 3 年 7 月 29 日（木） 9 時 30 分～11 時 15 分
開催場所	大津労働基準監督署 会議室
出席状況	公益代表委員（定数 3 人） 石井利江子 平井建志 労働者代表委員（定数 3 人） 池内正博 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員（定数 3 人） 石田秀幸 中村宏幸 西田保夫 事務局 4 人 矢野労働基準部長、綿貫賃金室長、 神崎室長補佐、福間賃金指導官
主要議題	部会長及び部会長代理の選出 滋賀県最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平井部会長・石井部会長代理を選出。</li> <li>・ 労使各側委員の主張概要</li> </ul> <p><b>労側委員の主張</b></p> <p>労側としては、意見書にもある 1,500 円を目指したいところではあるが、まずは、「早期に 1,000 円」の到達を目指したい。「コロナ禍の中で経営上回復しているところとそうでないところの景況感の二極化」には一定理解できるが、企業の業績指数は回復してきている。休みたくても休めないエッセンシャルワーカー等には非正規労働者も多く最低賃金を引き上げる役割は大きい。行政は、最賃の引き上げを図るための助成金制度等を中小規模事業者に広く周知すべき。最低賃金額の大幅な引上げを求める。</p> <p><b>使側委員の主張</b></p> <p>中央最低賃金審議会目安小委員会が「目安額 28 円」としたことに対して、使側団体：日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会は「到底納得できず、中小企業・小規模事業者の窮状、飲食業・宿泊業の実態や痛みを理解していない。」としている。</p> <p>最近の各種指標では「改善傾向にある」旨が記載されているものの、前年比の数値であり、前々年と比較すればほとんどすべてが下回っている。</p> <p>また、業種による二極化は顕著に認められ、最低賃金法で定められた地域別最低賃金の原則のうち、使用者の賃金支払能力を特に考慮すべきである。</p> <p>したがって、「引き上げ額 0 円」と回答する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労使の意見の隔たりがうまらず、この日の審議は終了した。</li> <li>・ 次回は専門部会（第 2 回） 令和 3 年 8 月 2 日（月） 9：30～</li> </ul>